

2022年2月税務ニュース

1. 法人所得税の75%仮納付に関する規定の修正

財務省は、税管理法の一部に対して詳細に規定する政令第126/2020/ND-CP号及びインボイス、証憑書類に対して規定する政令第123/2020/ND-CP号の一部を修正する政令案を政府に提出した。本政令案によると、法人所得税（CIT）を確定する年度における3四半期までに仮納付した税額は年度末におけるCIT確定時の税額の75%より低くすることはできない旨の規定規定が、「4四半期までに仮納付した税額は年度末におけるCIT確定時の税額の80%より低く納付してはいけない」に修正された。仮納付した税額に不足があれば、第4四半期のCIT納税期限の最終日の翌日から不足分を納税した日付まで遅延利息が発生し、納税者はその遅延利息を国庫に納付しなければならない。

2. 労働者の未消化有給休暇の買い取り（バクニン省税務当局から発行された2022年1月4日付のオフィシャルレター第05/CTBNI-TTHT号）

2019年11月20日付の労働法（45/2019/QH14）第113条3項に従って、企業は年度中の未消化有給休暇を買い取ることは適切ではなく（年度中の未消化有給休暇の買い取りは、労働者が退職又は失業した場合のみに適用）、CITを確定する際に、損金算入費用として計上するために必要な労働者に支払う給与、賞与に関する条件を満たしていないとした。

3. 電子インボイスへの案内（税務総局から発行された2021年12月27日付のオフィシャルレター第5113/TCT-CS号）

2021年12月27日、税務総局は、政令第123/2020/ND-CP号に規定されている電子インボイスの使用に関する疑問の回答としてオフィシャルレター第5113/TCT-CS号を発行した。その概要は、以下の通りである。

- 発行した電子インボイスに誤りがあった場合の書類受領及び処理結果の通知の送付（01/TB-SSDT様式）：税務当局が納税者からインボイスに誤りがあったことが通知された04/SSDT様式を受領すれば、権限委譲される税務当局の担当者は、01/TB-SSDT様式にデジタル署名して、書類受領及び処理結果を通知することができる。
- 税務当局から新しい電子インボイスの使用を認可された場合の古いインボイスの使用停止及び破棄
 - ・政令第123/2020/ND-CP号に基づき、税務当局から電子インボイスの使用が認可された場合、該当企業は、従前の規定に従い発行した未使用の電子インボ

イス及び紙インボイスの使用を停止し、破棄しなければならない。破棄手続きは、政令第 123/2020/ND-CP 号第 27 条に従って実施する。

・通達第 39/2014/TT-BTC 号が有効である間、該当企業は、インボイス破棄通知 (TB03/AC 様式) 及びインボイス使用状況報告書 (BC26 様式) を税務当局に送付することができる。税務当局は、それらの書類を用いて税務システムに登録する。

- 電子インボイス発行システム及び会計システムの適合の必要性：不要
- コードを有する電子インボイスと有しない電子インボイスの使用の同時登録：該当企業が複数の分野において事業活動を行っており、コードを有する電子インボイスを使用する分野とコードを有しない電子インボイスを使用する分野が混合している場合、該当企業は、該当分野毎にコードを有する電子インボイスと有しない電子インボイスの使用を同時に登録することができる。企業は、税務当局の事業分類に従って、電子インボイスを登録することとし、税務総局は、納税者がコードを有する及び有しない電子インボイスを同時に使用できるように、システムをアップグレードしていく。
- 税務当局は、納税者にコードを有する電子インボイスを使用するように通知したが、納税者はコードを有しない電子インボイスの使用に登録する場合
 - ・納税者からコードを有しない電子インボイスの使用登録を受領する際、税務当局は、納税者に送付したインボイス様式使用通知 (コードを有する又は有しない電子インボイスの使用を通知するもの) と突き合わせる必要がある。納税者がコードを有する電子インボイスの使用通知を受領した場合、税務当局は、コードを有する電子インボイスの修正登録を納税者に案内する。
 - ・納税者がコードを有する電子インボイスの使用を修正登録しない場合、税務当局はそのリスクを評価し、該当企業が IT インフラの条件を満たしているかどうかをチェックするために現地調査決定書を発行する。税務当局は実際に調査し、納税者がコードを有しない電子インボイスの使用条件を満たさなければ、書面によって納税者にコードを有する電子インボイスの使用を要求する。
- 企業は、会計ソフト及びインボイス発行を共同で使用している子会社、支社を有するが、それらの子会社、支社は政令第 123/2020/ND-CP 号に規定されている電子インボイスを優先的に使用する 6 都市に所在していない場合：IT インフラ及び事業分野の条件を満たせば、全グループは、コードを有しない電子インボイスの使用に登録する。